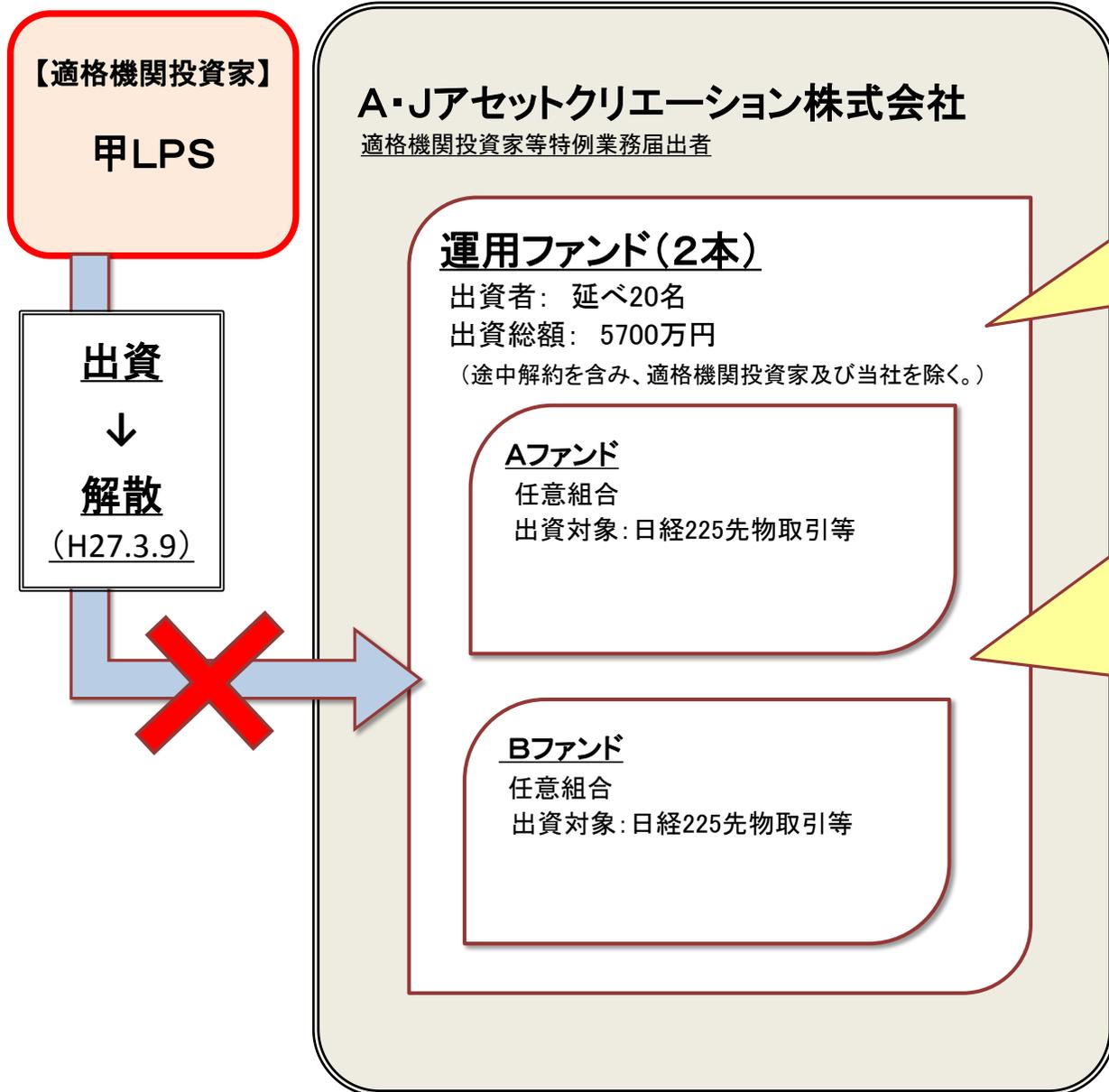


事案の概要



1. 無登録で投資運用業を行っている状況 (適格機関投資家不在)

☆ 平成27年法律第32号による改正金商法施行日
(H28.3.1)以降も継続

⇒ 勧告

2. 投資者保護上問題のある業務運営

○ 出資金を当社への貸付けに流用している
状況
(虚偽の運用報告書を交付する行為、
本来支払うべき金額よりも過少な解約
返戻金を支払っている状況を含む。)

☆ 平成27年法律第32号による改正金商法
施行日(H28.3.1)以降も、不適切な業務運
営を継続

⇒ 勧告

注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。